

# 医療支援のための情報共有サイト

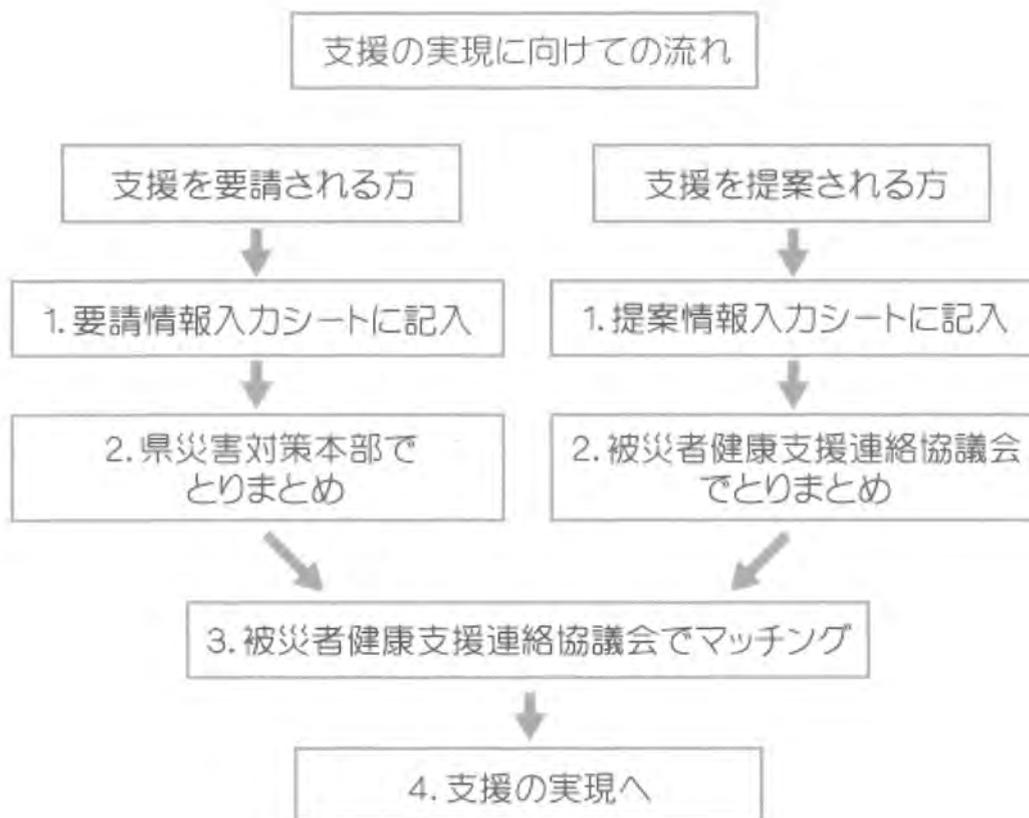
[ホーム](#) | [支援の要請](#) | [支援の提案](#) | [支援の実績](#)

本サイトは、被災者健康支援連絡協議会が、被災地の医療機関に対して、医師派遣の調整を行うために構築したものです。医療機関から各県の災害対策本部に提出され、とりまとめられた支援要請情報について、被災者健康支援連絡協議会が、全国の大学から寄せられた支援提案情報の中から適合する候補のマッチングを行います。

**支援の要請** : 支援の要請を希望する場合は、こちらにお入りください。

**支援の提案** : 支援の提案を行う場合は、こちらにお入りください。

**支援の実績** : 今までに実施された支援の事例を参照できます。



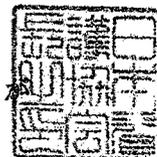
[被災者健康支援協議会 参加団体リスト \(PDF: 156KB\)](#)



日看協発第 491 号  
平成 23 年 11 月 22 日

様

公益社団法人 日本看護協会  
会 長 坂 本 す 木



東日本大震災における被災地看護職員確保のための  
「eナースセンター」活用について（ご依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、東日本大震災から8か月以上経過する中で、福島県をはじめとする被災県内の医療機関等においては、医療従事者の人材不足が深刻な問題となっております。

同様の問題は病院のみならず介護施設、訪問看護ステーション等においても生じており、本会にも看護職確保の支援が欲しいという声が寄せられ、被災地における看護職の人材確保は喫緊の問題と捉えております。

そこで、本会では被災地の看護職員確保支援のために、都道府県ナースセンターが実施するナースバンク（無料職業紹介事業）のインターネットサイト「eナースセンター」の機能を活用して、被災県の求人・求職に関する情報を掲載する予定です。今後も継続して47都道府県ナースセンター（ナースバンク）と連携しながら、全国規模で看護職の確保支援活動を強化してまいりたいと思います。

つきましては、貴団体・関係医療機関におかれましても、上記趣旨をご理解いただき、協力を賜りますようお願いいたします。

記

【添付資料】

・求人求職インターネットサイト

「eナースセンター」のトップページ資料

担当部署】公益社団法人 日本看護協会  
東日本大震災復旧復興支援室（齊藤美恵）

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2

TEL:03-6704-8801（直通）／FAX:03-5778-5602

E-mail: fukkoshien@nurse.or.jp

## 被災県看護職員確保のための「e-ナースセンター」活用について

都道府県ナースセンターが実施しているナースバンク(無料職業紹介事業)のインターネットサイト「e-ナースセンター」(<https://www.nurse-center.net/nccs/>)の情報発信機能を利用し、被災県の求人情報を掲載し、広く就業希望者を募ります。

### ◇掲載例

「e-ナースセンター」TOPページ「お知らせ」欄に掲載します。



【TOP ページ画面】

お知らせ クリック

2011/11/18 被災県における求人情報について  
2011/10/15 システムメンテナンスのお知らせ

【拡大図】



被災県における看護職員確保支援について

東日本大震災から8ヵ月以上経過しておりますが、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)においては、看護職員の確保が困難な状況が続き、深刻な問題となっております。全国のナースセンターでは、被災県の看護職員確保支援のために連携・協力しております。

被災県内で現在看護職員が不足している医療機関等の求人情報を特設情報として本欄にて掲載いたします。

下記求人への就業を希望される方、詳細情報をお知りになりたい方は、それぞれの求人情報の担当ナースセンターもしくはご登録のナースセンターへご連絡ください。なお、求人情報は随時更新いたします。

No.	求人施設名	名称(就業場所)	所在地	業務内容	勤務形態	給与形態	勤務時間
1	大船渡市	岩手県立	岩手県	1交代	時給	-	-

No.	求人施設名	名称(就業場所)	所在地	業務内容	勤務形態	給与形態	勤務時間
1	石巻市	宮城県立	宮城県	3交代	月給	-	-
2	仙台市	仙台市立	宮城県	日勤	時給	9:00-18:00	-

No.	求人施設名	名称(就業場所)	所在地	業務内容	勤務形態	給与形態	勤務時間
1	福島市	福島県立	福島県	1交代	月給	-	-
2	福島市	福島県立	福島県	日勤	時給	9:00-18:00	-

求人情報担当ナースセンター連絡先

○岩手県ナースセンター  
〒020-0117 盛岡市緑が丘2-4-55 岩手県看護協会センター1階 岩手県看護協会内  
TEL: 019-650-5200 e-mail: [info@nurse-center.net](mailto:info@nurse-center.net)

○宮城県ナースセンター  
〒980-0871 仙台市青葉区大森2-10-10 宮城県看護協会内  
TEL: 022-272-8872 e-mail: [info@nurse-center.net](mailto:info@nurse-center.net)

○福島県ナースセンター  
〒960-0871 福島市緑が丘2-4-55 福島県看護協会内  
TEL: 024-994-9000 e-mail: [info@nurse-center.net](mailto:info@nurse-center.net)

【求人情報掲載例】

ナースセンター未登録者でも、誰でもアクセスすることが可能なため、広く看護職に求人情報を発信することができます。

### システム運用

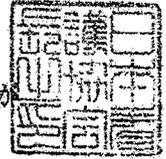
公益社団法人日本看護協会 中央ナースセンター  
TEL: 03-5778-8561  
e-mail: [chuo@nurse-center.net](mailto:chuo@nurse-center.net)



日看協発第 491 号の 2  
平成 23 年 11 月 22 日

様

公益社団法人 日本看護協会  
会 長 坂 本 す け



東日本大震災における被災地医療機関等への看護職派遣の  
協力依頼について (お願い)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災から 8 か月以上経過する中で、とりわけ福島県内の医療機関等においては、医療従事者の人材不足が深刻な問題となっております。

現在、本会ならびに医師会をはじめとする医療関連団体等により組織された「被災者健康支援連絡協議会」では、全国の医学部・大学病院等から寄せられた情報をもとに医療支援のための「医師派遣システム」を通じて、被災地の医療機関に医師派遣を行っています。

今後、このシステムを通じて、貴団体等に医師の派遣と一緒に看護職の派遣依頼がありましたら、できる限りご協力頂ければ幸甚でございます。

被災地医療の中長期的なご支援のため、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

<添付資料>

被災者健康支援連絡協議会・医療支援のための情報共有サイト

<http://shinsai-shien.ncc.go.jp/>

【担当部署】公益社団法人 日本看護協会

東日本大震災復旧復興支援室 (齊藤美恵)

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2

TEL:03-6704-8801 (直通) / FAX:03-5778-5602

E-mail: fukkoshien@nurse.or.jp

## 送付先 看護関係団体一覧

		団体名	役職
看護管理者団体	1	国立大学病院看護部長会議	委員長
	2	私立医科大学病院協議会看護部長会	代表
	3	全国看護職副院長協議会	会長
	4	認定看護管理者会	会長
看護団体	5	社団法人日本精神科看護技術協会	会長
病院団体看護部門等	6	独立行政法人国立病院機構	理事長
	7	独立行政法人労働者健康福祉機構	医療事業部看護課 理事
	8	社団法人全国社会保険協会連合会	理事長
	9	日本赤十字社	事業局看護部長
	10	社会福祉法人恩賜財団 済生会	理事長
	11	全国厚生農業協同組合連合会	会長
	12	社団法人日本病院会	会長
	13	社団法人全日本病院協会	会長
	14	社団法人日本医療法人協会	会長
	15	公益社団法人地域医療振興協会	会長
	16	社団法人全国自治体病院協議会	会長
	17	社団法人日本精神科病院協会	会長
	18	一般社団法人日本慢性期医療協会	会長

## 7. 「看護の日」及び「看護週間」実施状況

### 【平成23年度】

- テーマ 「5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に」
- 日程 「看護の日」:平成23年5月12日(木)  
「看護週間」:平成23年5月8日(日)～14日(土)
- 主催 厚生労働省及び公益社団法人日本看護協会
- 後援 文部科学省、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、  
社団法人日本薬剤師会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 協賛 社団法人日本病院会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本  
精神科病院協会、社団法人日本助産師会、社団法人全日本病  
院協会、社団法人全国自治体病院協議会、社団法人日本精神科  
看護技術協会及び財団法人日本訪問看護振興財団等
- 中央行事 「忘れられない看護エピソード」の募集
- ・表彰式(受賞作品発表、表彰等)
- 日時:平成23年5月14日(土)
- 場所:日本看護協会ビルJNAホール(渋谷区神宮前)
- 全国行事 「ふれあい看護体験」、「出前授業」の実施
- ・「ふれあい看護体験」は看護週間を中心に病院、訪問看護ステーション、老人保健施設など、全国約2,900施設が実施し、約46,000人が体験。
  - ・看護職が学校に出かけ、教室で子供達に直接語りかける「出前授業」は、7県69か所で実施された。

### 【平成24年度】

- テーマ 「5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に」
- 日程 「看護の日」:平成24年5月12日(土)  
「看護週間」:平成24年5月6日(日)～12日(土)
- 主催 厚生労働省及び公益社団法人日本看護協会
- 後援 文部科学省、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、  
社団法人日本薬剤師会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 協賛 社団法人日本病院会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本  
精神科病院協会、社団法人日本助産師会、社団法人全日本病  
院協会、社団法人全国自治体病院協議会、社団法人日本精神科  
看護技術協会及び財団法人日本訪問看護振興財団等
- 中央行事 「忘れられない看護エピソード」の募集
- ・表彰式(受賞作品発表、表彰等)
- 日時:平成24年5月12日(土)
- 場所:日本看護協会ビルJNAホール(渋谷区神宮前)

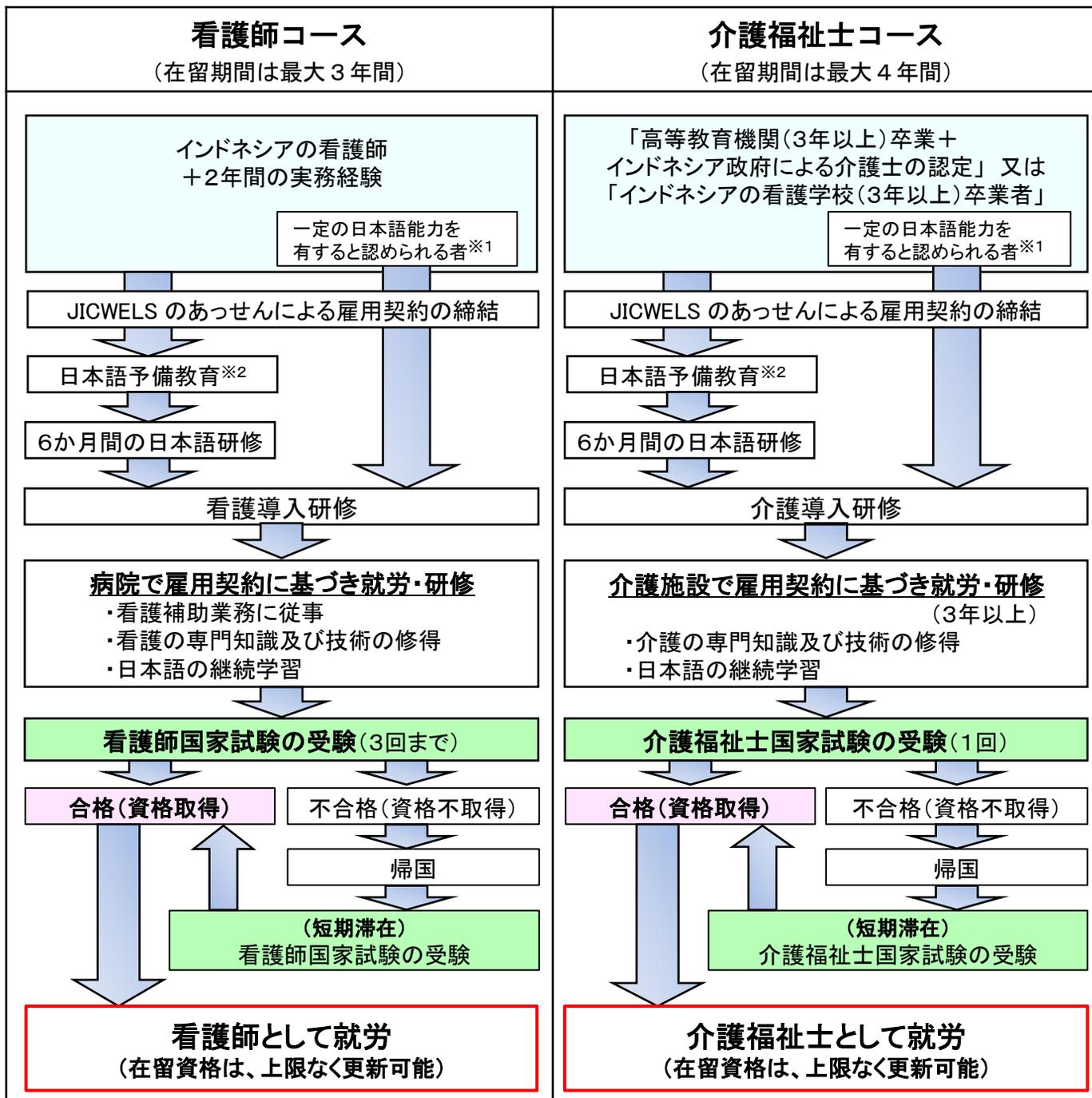
# 平成23年度 経済連携協定に基づくインドネシア人候補者の受入れについて

## 趣旨・目的等

- ・日インドネシア経済連携協定（平成20年7月1日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。  
（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

## 受入れ実績等

平成20年度は208人（看護104人、介護104人）、平成21年度は362人（看護173人、介護189人）、平成22年度は116人（看護39人、介護77人）、平成23年度は105人（看護47人、介護58人）が入国。



※1 日本語能力試験N2(旧2級)程度の日本語能力がある場合(累計7人(看護0人、介護7人))

※2 協定外の枠組みで行うもの。

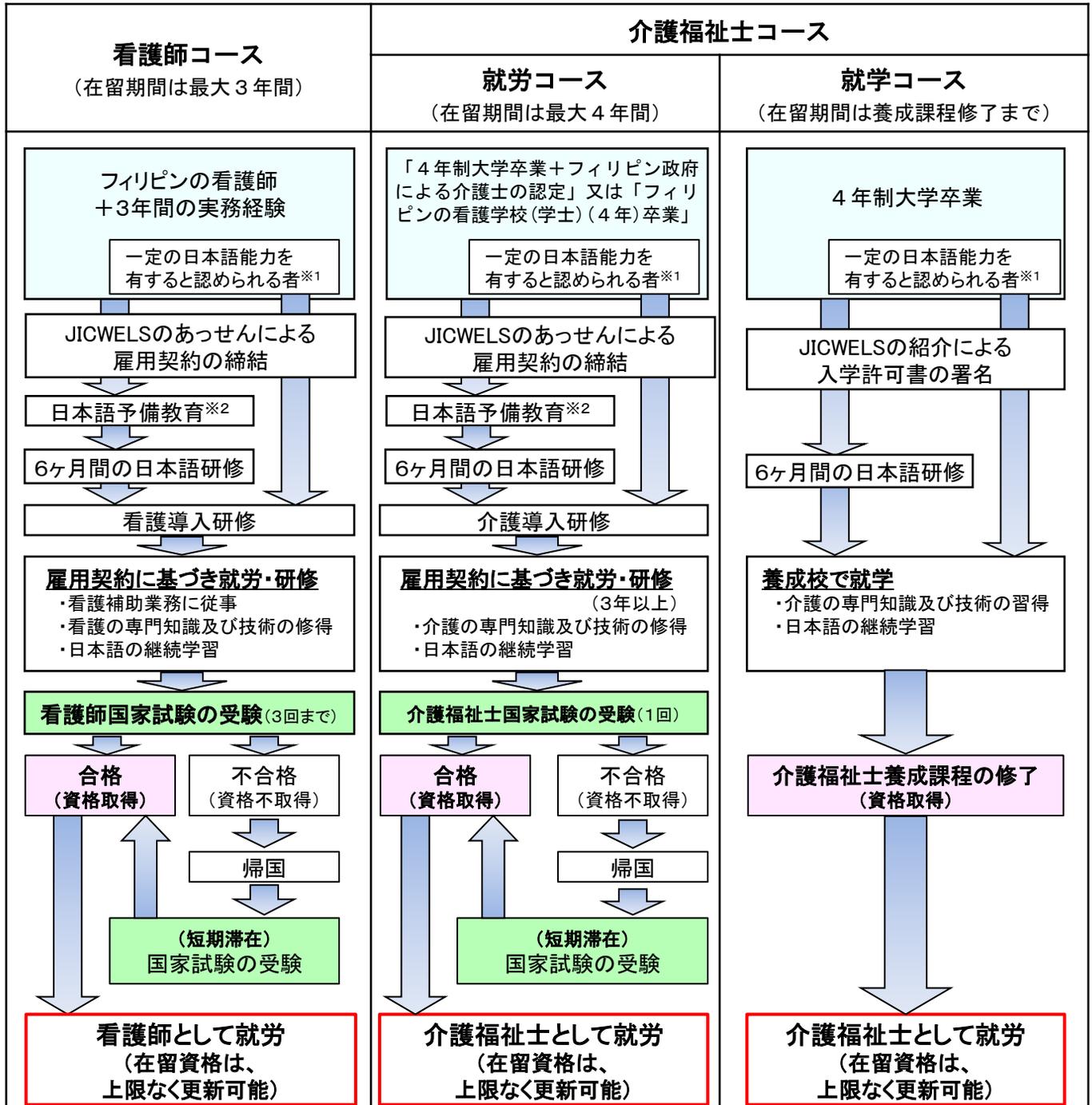
# 平成23年度 経済連携協定に基づくフィリピン人候補者の受入れについて

## 趣旨・目的等

- ・日フィリピン経済連携協定（平成20年12月11日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

## 受入れ実績等

平成21年度は310人（看護93人、介護217人（就労190人、就学27人））、  
 平成22年度は128人（看護46人、介護82人（就労72人、就学10人））、  
 平成23年度は131人（看護70人、介護61人（就労61人、就学は募集なし））が入国。



※1 日本語能力試験N2(旧2級)程度の日本語能力がある場合(累計13人(看護0人、介護13人))

※2 協定外の枠組みで行うもの。

経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の現状

平成24年2月1日現在  
(単位:人)

インドネシア		入国者数	候補者		合格者
			就労・研修中の人数 (※1)	雇用契約・就学終了・帰 国者数(※1, 2, 3, 4)	
20年度	看護	104	27	62	15
	介護	104	94	10	-
21年度	看護	173	154	17	2
	介護	189	174	15	-
22年度	看護	39	36	3	0
	介護	77	74	3	-
23年度	看護	47	47	0	-
	介護	58	58	0	-

フィリピン		入国者数	候補者		合格者
			就労・研修中の人数 (※1, 5)	雇用契約・就学終了・帰 国者数(※1, 2, 3, 4)	
21年度	看護	93	62	29	2
	介護(就労)	190	156	34	-
22年度	看護	46	42	4	0
	介護(就労)	72	63	9	-
23年度	看護	70	69	1	-
	介護(就労)	61	61	0	-
21年度	介護(就学)	27	22	5	-
22年度	介護(就学)	10	10	0	-
23年度	介護(就学)	-	-	-	-

合計		入国者数	候補者		合格者
			就労・研修中の人数 (※1, 5)	雇用契約・就学終了・帰 国者数(※1, 2, 3, 4)	
インドネシア	看護	363	264	82	17
	介護	428	400	28	-
フィリピン	看護	209	173	34	2
	介護(就労)	323	280	43	-
	介護(就学)	37	32	5	-
インドネシア合計		791	664	110	17
フィリピン合計		569	485	82	2
看護合計		572	437	116	19
介護合計(就学含む)		788	712	76	-
合計(就学含む)		1360	1149	192	19
合計(就学除く)		1323	1117	187	19

合格者	累計人数	就労中の人数(※7)	雇用契約・就学終了・帰 国者数(※1, 2, 3, 4)
看護師(※7)	19	18	1

※1 国家試験合格前(就学コースにあつては国家資格取得前)の候補者の人数。

※2 雇用契約終了日(雇用契約終了のしるしをとる前に本帰国した場合は帰国日(注:一時帰国中に雇用契約が終了された場合は雇用契約終了日))を以て、雇用契約終了・帰国者数に計上している。

※3 一時帰国の場合、雇用契約終了・帰国者数には含めていない(引き続き就労・研修中(就学コースにあつては就学中、資格取得者にあつては就労中)とみなしている)。

※4 雇用契約終了報告書が雇用契約終了後に提出されることや、雇用契約終了報告書に記載された雇用契約終了の予定の変更があり得るため、人数は今後増減があり得る。

※5 「介護(就学)」については就学中の候補者の人数。

※6 免許の交付時点ではなく、合否結果の発表時点を以て計上している。

※7 特定活動(EPA)の在留資格により看護師として就労中の人数。

経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人  
看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について

〔平成 23 年 3 月 11 日  
閣 議 決 定〕

「包括的経済連携に関する基本方針」（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）に基づき国家戦略担当大臣の下に設置された「人の移動に関する検討グループ」（平成 22 年 11 月 15 日国家戦略担当大臣決定）において、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 20 年条約第 2 号。以下「日インドネシア EPA」という。）及び経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成 20 年条約第 16 号。以下「日フィリピン EPA」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人及びフィリピン人の看護師候補者並びに介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて検討を行ってきたところ、同グループにおける検討結果を踏まえ、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

日インドネシア EPA 又は日フィリピン EPA に基づき本邦に入国・滞在外国人看護師・介護福祉士候補者は、協定に基づく滞在期間中に国家資格を取得できない場合、帰国することとなるが、受験時期までの就労・研修期間が短かった事情はあるものの、これまでのところ国家資格取得者の数は非常に限られており、候補者が国家資格取得という目的を達成することが容易ではないことが判明した。

本件決定は、上記「包括的経済連携に関する基本方針」における「国を開く」という観点から、また、相手国との関係で一定の外交上の配慮が求められる状況の下、一定の範囲の外国人看護師・介護福祉士候補者が、協定外の枠組みにおいて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにするものである。

2. 本邦に滞在している外国人看護師・介護福祉士候補者の特例的な滞在期間の延長

政府は、日インドネシア EPA 及び日フィリピン EPA に規定する義務を超えて、就労開始後に受入施設で行われる外国人看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援を平成 22 年度から本格的に開始したところである。この本格的な支援が開始される前の平成 20 年度又は平成 21 年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者、すなわちインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者第 1 陣及び第 2 陣並びにフィリピン人看護師候補者及び

介護福祉士候補者第1陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第1陣」という。）については、外交上の配慮の観点から別途の扱いとすることも許容されるとの考え方から、日インドネシアEPA及び日フィリピンEPAによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、3. の一定の条件に該当した場合に、就労・研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すこと等を可能とするため、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とする。

### 3. 滞在期間の延長を認めるに当たっての条件

#### (1) インドネシア人第1陣看護師候補者

インドネシア人第1陣看護師候補者のうち、次のいずれにも該当する場合に限り、所要の手續及び審査を経て、2. のとおり一年間の追加的滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から平成23年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 平成22年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

#### (2) その他の滞在期間の延長の対象者

2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、インドネシア人看護師候補者第1陣以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）が、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、就労開始後に行う研修に対する政府による支援を受けた程度及びインドネシア人第1陣看護師候補者に対して適用する3. (1) オの基準（注：その他の対象者にとって協定に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には3. (1) と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて検討する。

(以上)